

新旧対照表（補助金交付要綱 別表）

新					旧				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
補助事業の区分	経費区分	経費区分明細	補助率	内容	補助事業の区分	経費区分	経費区分明細	補助率	内容
(1) 補助対象職員設置費	俸給		10分の10以内	補助対象職員の俸給	(1) 補助対象職員 <del>の</del> 設置費	俸給		10分の10以内	補助対象職員の俸給
	扶養手当			補助対象職員の扶養手当(再雇用職員を除く。)		扶養手当	補助対象職員の扶養手当(経営指導員研修生及び再雇用職員を除く。)		
	通勤手当			補助対象職員の通勤手当		通勤手当	補助対象職員の通勤手当		
	期末手当			補助対象職員の期末手当		期末手当	補助対象職員の期末手当		
	住居手当			補助対象職員の住居手当(再雇用職員を除く。)		住居手当	補助対象職員の住居手当(再雇用職員を除く。)		
	時間外勤務手当		補助対象職員の時間外勤務手当	超過勤務手当		補助対象職員の超過勤務手当(経営指導員研修生を除く。)			
	福利厚生費		2分の1以内	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分		福利厚生費	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分		
	福利環境整備費		10分の10以内	補助対象職員(再雇用職員を除く。)に係る退職年金積立金及び退職金積立金の事業主支払分		福利環境整備費	補助対象職員に係る福利環境整備事業費の事業主支払分(再雇用職員を除く。)		
	特別研究指導費			経営改善普及事業に従事する商工会議所の補助対象職員であって、別に定める要件を満たす者への手当		特別研究指導費	経営改善普及事業に従事する商工会等職員であって、 <u>主席又は主任の資格要件</u> を満たす者への手当		
	事務費(人件費)			商工会議所の補助対象職員(再雇用職員を除く。)のうち、経営指導員、専門経営指導員及び補助員の人件費		事務費(人件費)	経営指導員、専門経営指導員及び補助員の人件費		
単身赴任手当		県連合会の人事異動者に対する単身赴任手当		単身赴任手当	県連合会の人事異動者に対する単身赴任手当				
	職務手当		県連合会及び商工会の補助対象職員(再雇用職員を除く。)であって、別に定める要件を満たす者への手当						
	管理職手当		県連合会及び商工会の補助対象職員であって、別に定める要件を満たす者への手当						
(2) 事務局長等設置費	指導環境推進費		10分の10以内	商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費(事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併に伴う事務局長又は支所長の設置に係るものに限る。)、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費(他の経費区分に係るものと分割支出することとなるものを除く。)	(2) 事務局長等設置費	指導環境推進費		10分の10以内	商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費(事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併に伴う事務局長又は支所長の設置に係るものに限る。)、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費(他の経費区分に係るものと分割支出することとなるものを除く。)
	記帳指導員等謝金等			商工会議所の記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当		記帳指導員等謝金等	記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当		
	臨時職員設置費			商工会の臨時職員の人件費					
	記帳機械化等推進事業オペレータ設置費			県連合会の記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に要する経費のうち、オペレータ設置(人件費)に要する経費		記帳機械化等推進事業オペレータ設置費			県連合会の記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に要する経費のうち、オペレータ設置(人件費)に要する経費

	嘱託専門指導員謝金			商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金				商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金
	小規模企業振興委員活動費	指導普及費及び連絡会議費		商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な「小規模企業振興委員」に係る委員謝金、交通費、通信運搬費、資料費及び借損料				商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な「小規模企業振興委員」に係る委員謝金、交通費、通信運搬費、資料費及び借損料
(3) 指導事業費	指導事務費	事務費	10分の10以内	経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する備品費（事前に申請を行ったものに限る。）、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、修繕費、保守料、集計費、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職員の資質向上を図るため、知事の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。）並びに補助対象職員、記帳指導職員、記帳指導員及び嘱託専門指導員の旅費並びに県連合会、商工会議所、全国連合会、日商及び経済産業局の行う研修会等への出席に要する補助対象職員、記帳指導職員、役員及び職員の旅費並びに人事異動に伴う補助対象職員の赴任旅費			10分の10以内	経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する備品費（事前に申請を行ったものに限る。）、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、修繕費、保守料、集計費、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職員の資質向上を図るため、知事の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。）並びに補助対象職員、記帳指導職員、記帳指導員及び嘱託専門指導員の旅費並びに県連合会、商工会議所、全国連合会、日商及び経済産業局の行う研修会等への出席に要する補助対象職員、記帳指導職員、役員及び職員の旅費並びに人事異動に伴う補助対象職員の赴任旅費
		講習会開催費		経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料、資料費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費		講習会開催費		経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料（ <del>移動講習会の場合の車両を含む。</del> ）、資料費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
(4) 資質向上対策事業費	役職員研修費	職員研修費	2分の1以内	商工会議所及び県連合会の補助対象職員の研修に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料、通信運搬費、委託費、消耗品費、雑役務費、研修受講料、通信講座受講料及び資格取得に係る受験料			10分の10以内	知事が指定する中小企業基盤整備機構等の行う研修への出席に要する補助対象職員の旅費及び受講料
			3分の2以内	※補助率の内訳については運用を参照		中小企業診断士養成課程参加費		中小企業基盤整備機構が実施する中小企業診断士養成課程への参加に要する受講料及び実習に要する費用
			10分の10以内		役員研修費	商工会議所及び県連合会が行う役員研修会の開催に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料（移動研修会の場合の車両を含む。）通信運搬費、委託費及び消耗品費		
	中小企業診断士養成課程参加費	(独) 中小企業基盤整備機構が実施する中小企業診断士養成課程への参加に要する受講料及び実習費用	資質向上対策推進事業費	商工会議所及び県連合会が実施する資質向上対策推進事業に要する経費のうち謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、統一資格認定試験実施費、原稿料、消耗品費及び公的資格等取得に要する経費				
	人事管理委員会運営費			商工会議所及び県連合会の人事管理委員会の運営に要する謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、統一資格試験実施費、原稿料及び消耗品費				

(5) 情報ネットワーク化等推進事業費	電子計算機賃借料		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に係る電子計算機(オンライン関係機器を含む。)を設置する <u>ための</u> 必要な賃借料及び保守料	(5) 情報ネットワーク化等推進事業費	電子計算機賃借料		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に係る電子計算機(オンライン関係機器を含む。)を設置するに必要な賃借料及び保守料
	記帳機械化等オンライン化推進事業費		2分の1以内	商工会等が行う記帳機械化等オンライン化の推進に要する通信費		記帳機械化等オンライン化推進事業費		2分の1以内	商工会等が行う記帳機械化等オンライン化の推進に要する通信費
(6) 若手後継者育成事業費	青年部及び女性部活動推進費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が行う商工会等に設置されている青年部及び女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費(研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。)、借損料(移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上げ費を含む。)、雑役務費、資料費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費及び調査等委託費	(6) 若手後継者育成事業費	青年部及び女性部活動推進費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が行う商工会等に設置されている青年部及び女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費(研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。)、借損料(移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上げ費を含む。)、雑役務費、資料費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費及び調査等委託費
(7) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費		10分の10以内	商工会又は商工会議所が行う地域振興調査事業に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(商工会又は商工会議所役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)	(7) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費		10分の10以内	商工会又は商工会議所が行う地域振興調査事業に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(商工会又は商工会議所役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)
	むらおこし総合活性化事業費			商工会又は商工会議所が行うむらおこし総合活性化事業費に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(商工会又は商工会議所役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)		むらおこし総合活性化事業費			商工会又は商工会議所が行うむらおこし総合活性化事業費に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(商工会又は商工会議所役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)
	広域振興等地域活性化事業費			県連合会が行う広域振興等地域活性化事業費に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(県連合会役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)		広域振興等地域活性化事業費			県連合会が行う広域振興等地域活性化事業費に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認めた経費(県連合会役職員の人件費及び不動産購入費を除く。)
(8) 経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費のうち謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、 <u>電子計算機</u> 賃借料、雑役務費、備品費(相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫又は書架であって、総額10万円以内のものに限る。)、燃料費、保守料及び委託費	(8) 経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費のうち謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、パーソナルコンピュータ賃借料、雑役務費、備品費(相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫又は書架であって、総額10万円以内のものに限る。)、燃料費、保守料及び委託費
	講習会等出席及び緊急対策等事業費			商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業及びしにせ倒産防止事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会、事例研究会及び商工調停士会への出席に要する旅費		講習会等出席及び緊急対策等事業費			商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業及びしにせ倒産防止事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会、事例研究会及び商工調停士会への出席に要する旅費

(9) 高度情報化推進事業費	高度情報化推進事業費		2分の1以内	商工会議所が行う高度情報化推進及び県連合会が行う商工会との高度情報化推進に係る電子計算機を設置するために必要な賃借料及び保守料（一人一台クライアントパソコンを除く。）
(10) 商工会等広域連携・合併推進事業費	商工会等広域連携・合併推進事業費		10分の10以内	商工会等が行う商工会等広域連携・合併推進事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、会館改装費、備品等運搬費及びネットワーク構築料
(11) IT 技術強化支援事業費	IT技術強化支援事業費		10分の10以内	県連合会が行うIT技術強化支援事業費に要する経費のうち、謝金、旅費、印刷製本費、資料費、消耗品費及び借損料
(12) 地域経済活性化事業費	地域経済活性化事業費		10分の10以内	商工会等が行う地域経済活性化事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、筆耕翻訳料、展示会等出展費、原材料費、試作費並びに実験費、店舗改装費、広報費、備品等運搬費及びネットワーク構築料

(9) 高度情報化推進事業費	高度情報化推進事業費		2分の1以内	商工会議所が行う高度情報化推進及び県連合会が行う商工会との高度情報化推進に係る電子計算機を設置するために必要な賃借料及び保守料（一人一台クライアントパソコンを除く。）
(10) 商工会等広域連携・合併推進事業費	商工会等広域連携・合併推進事業費		10分の10以内	商工会等が行う商工会等広域連携・合併推進事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、会館改装費、備品等運搬費及びネットワーク構築料
(11) IT 技術強化支援事業費	IT技術強化支援事業費		10分の10以内	県連合会が行うIT技術強化支援事業費に要する経費のうち、謝金、旅費、印刷製本費、資料費、消耗品費及び借損料
<del>(12) 商業指標検討事業費</del>	<del>商業指標検討事業費</del>		<del>10分の10以内</del>	<del>県連合会が行う商業指標検討事業に要する経費のうち、データ収集に係る旅費、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託料、消耗品費及び借損料</del>
(13) 地域経済活性化事業費	地域経済活性化事業費		10分の10以内	商工会等が行う地域経済活性化事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、筆耕翻訳料、展示会等出展費、原材料費、試作費並びに実験費、店舗改装費、広報費、備品等運搬費及びネットワーク構築料

別表第2 (第8条関係)

資格区分	認定の要件
1 経営指導員	<p>1 商工会及び県連合会における認定の要件</p> <p>次の要件の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 経営支援員として経営改善普及事業に3年以上従事した者</p> <p>(2) 人事委員会において総合評価がB評価以上であり、経営指導員として経営改善普及事業の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(3) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>2 商工会議所における認定要件</p> <p>次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(以下「大学卒業者」という。)であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法の規定による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者(以下「短期大学等卒業者」という。)であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>(5) 税理士法(昭和26年法律第237号)の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>(6) 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(7) <u>認定試験の結果、(1)から(6)までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</u></p>
2 統括経営指導員	<p>商工会における統括経営指導員は次の要件の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上である者であり、かつ、統括経営指導員としての職務の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>統括経営指導員を設置する商工会は次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 別に定める小規模事業者等支援実行計画の認定を受けていること</p> <p>(2) 常時雇用(期間の定めなく雇用されている者をいう。)する職員数(設置しようとする統括経営指導員数を含む。)が3人以上であること</p>
3 専門経営指導員	<p>1 県連合会における認定の要件</p> <p>次の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)から(7)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上であり、かつ、専門経営指導員としての職務の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>(3) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門知識を有する者</p> <p>(4) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、平成4年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース(3月)を修了した者又</p>

	<p>は平成5年度以降に中小企業事業団若しくは中小企業基盤整備機構の行う経営指導員の研修課程の専門コースを修了した者若しくは修了すると認められる者</p> <p>(5) 次のいずれかに該当し、年齢が30歳以上（現に商工会等に5年以上勤務している者にあつては27歳以上）の者であつて、かつ、商工鉦業の支援に必要な専門的知識を有する者</p> <p>ア 大学卒業者であつて、商工鉦業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 短期大学等卒業者であつて、商工鉦業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>ウ 商工鉦業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>イ 税理士法の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>ウ 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(7) (3)から(6)までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</p> <p>2 商工会議所における認定の要件</p> <p>次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であつて、かつ、商工鉦業の支援に必要な専門知識を有する者</p> <p>(2) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であつて、かつ、平成4年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース（3月）を修了した者又は平成5年度以降に中小企業事業団若しくは中小企業基盤整備機構の行う経営指導員の研修課程の専門コースを修了した者若しくは修了すると認められる者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当し、年齢が30歳以上（現に商工会等に5年以上勤務している者にあつては27歳以上）の者であつて、かつ、商工鉦業の支援に必要な専門的知識を有する者</p> <p>ア 大学卒業者であつて、商工鉦業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 短期大学等卒業者であつて、商工鉦業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>ウ 商工鉦業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>イ 税理士法の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>ウ 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(5) <u>認定試験の結果</u>、(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</p>	
4 商工会指導員	<p>県連合会における商工会指導員は、次の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)から(5)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上であり、かつ、商工会指導員としての職務の遂行が</p>	

	<p>可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>(3) 大学卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 短期大学等卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(5) 商工鉱業の支援又は経営実務に7年以上従事した経験を有する者であって、満30歳以上の者</p>		
5 経営支援員	<p>商工会及び県連合会における経営支援員は、次の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 認定試験に合格した者</p>		
6 補助員	<p>商工会議所における補助員は、認定試験の結果、IT活用、労務管理、金融及び財務等特定の専門的分野において経営指導員を補助する役割を期待されていることを考慮し、専門的技能を有すると知事が認めた者に該当するものであること。</p>		
7 記帳専任職員	<p>商工会議所における記帳専任職員は、次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 日本商工会議所と各地商工会議所との共催による簿記検定試験制度の3級以上の合格者</p> <p>(2) 全国商工会連合会と県連合会との共催による簿記検定試験制度3級以上の合格者</p> <p>(3) 全国商業高等学校協会主催による簿記検定試験制度の3級以上の合格者</p>		